

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成24年10月31日

摂津市議会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成24年10月31日(水) 午前10時55分 開会
午前11時 3分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	三宅秀明	副委員長	南野直司	委員	大澤千恵子
委員	上村高義	委員	弘 豊	委員	森西 正
委員	原田 平				
議長	嶋野浩一朗	副議長	村上英明		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	寺本敏彦	同局局次長	藤井智哉	同局総括参与	野杵雄三
同局総括主査	湯原正治	同局書記	寺前和恵	同局書記	田村信也

1. 案件

- ・一般質問の質問者ごとの割当時間について
- ・摂津市議会会議規則等の一部改正について
- ・上程の決まった意見書等の議事日程、扱いについて

(午前10時55分 開会)

○三宅秀明委員長 ただ今から議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、原田委員を指名します。

それでは、一般質問の質問者ごとの割り当て時間について、既に高志会、自民党、市民ネットワーク及び新生クラブについては、割り当て時間は確定していますので、その他の会派の発表をお願いします。一覧表の順で、公明党からお願いいたします。

南野委員。

○南野直司委員 川端議員15分、藤浦議員15分、南野議員20分をお願いします。

○三宅秀明委員長 次に、日本共産党からお願いします。

○弘豊委員 野口議員が15分、安藤議員が13分、山本議員が10分、私が12分です。

○三宅秀明委員長 民主党、原田委員をお願いします。

○原田平委員 柴田議員15分、私が15分です。

○三宅秀明委員長 では、事務局から確認をお願いします。

湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは、平成24年第3回定例会における一般質問の割り当て時間について、確認させていただきます。

高志会、渡辺議員30分。公明党、川端議員15分、藤浦議員15分、南野議員20分。自民党、野原議員20分。市民ネットワーク、森西議員20分。新生クラブ、上村議員20分。日本共産党、野口議員15分、安藤議員13分、山本議員10分、弘議員12分。民主党、柴田議員15分、原田議員15分です。

○三宅秀明委員長 次に、摂津市議会会議規則等の一部改正について協議を行います。

本件につきましては、10月18日の本委員会で説明を受け、会派へ持ち帰っていただいております。前回の説明から若干の変更が生じておりますので、事務局から説明を求めます。

藤井局次長。

○藤井事務局次長 このたびの一部改正につきまして、前回より変更が生じたことに対しまして、深くおわび申し上げます。今後このようなことが起きないように、速やかにかつ適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、変更事項の詳細につきましては、この後、担当より説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○三宅秀明委員長 湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは、ご説明を申し上げます。

先日の本委員会で資料として配付いたしました摂津市議会会議規則新旧対照表案につきまして、法制担当課と調整を進めた結果、本会議における公聴会及び参考人制度の規定の趣旨内容につきましては、変更がございませんが、条立ての方法につきまして変更をお願いしたいと考えております。

前回の案につきましては、当該制度の規定を設けるに当たりまして、1条ずつ規定することにより、以降の条文について条ずれが生じることになりまして、改正作業が煩瑣になることから、当該規定の直近の条文に枝番号を振ることにより、条ずれに伴う影響を避けたいと考えております。

それでは、本日配付させていただきました摂津市議会会議規則の一部を改正する規則案、A4の縦の分でございしますが、

そちらで具体的に改正内容をご説明申し上げます。

まず、目次中、第9節会議録を、第9節公聴会及び参考人、第10節として会議録に改めたいと考えております。

その次でございますが、第17条中第115条の2を、第115条の3に改めたいと考えております。これは、地方自治法の条ずれに伴う改正でございます。

その次に、第8節の次に第9節公聴会及び参考人の制度を規定いたしたいと考えております。

第77条の2といたしまして、公聴会開催の手続。第77条の3として、意見を述べようとする者の申し出。第77条の4として、公述人の決定。第77条の5としまして、公述人の発言。第77条の6といたしまして、議員と公述人の質疑。第77条の7といたしまして、代理人または文書による意見の陳述。第77条の8といたしまして、参考人について規定いたしたいと考えております。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するとさせていただきたいと考えております。以上、改正内容のご説明とさせていただきます。

○三宅秀明委員長 ただいま説明がありました。この件につきまして、ご意見がございましたら、お受けします。ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 それでは、今回につきましては、法が既に執行されております。本会議における公聴会参考人制度の導入に関する部分について、この案に基づき会議規則を改正することにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 異議ないようですので、そのように決定いたします。

事務局から提出者等について、説明をお願いします。湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 ただいま決定いただきました摂津市議会会議規則の一部改正につきましては、議会運営委員が提出者となっていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本会議での提案説明は議会運営委員長に行っていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

○三宅秀明委員長 次に、上程の決まった議会議案及び意見書の議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。湯原総括主査。

○湯原事務局総括主査 それでは上程の決まりました意見書等にかかわりまして、11月5日の議事日程についてご説明申し上げます。

この日につきましては、日程1、一般質問に続きまして、日程2、議案第38号など7件の付託案件に関する委員長報告、採決と決まっております。この7件を採決グループごとにまとめて備考欄に採決の方法を記入いたします。

先ほどの協議会での態度表明をもとに整理いたしますと、議案第38号及び議案第44号が一括起立採決でございます。

議案第45号、議案第49号、議案第50号、議案第51号及び議案第52号が一括簡易採決でございます。

次に、日程3が本日上程が決まりました意見書でございまして、一括上程の上、即決でございます。採決グループごとに並びかえますと、議会議案第7号、第8号及び議会議案第10号は一括簡易採決、議会議案第9号が起立採決と備考欄に記載いたします。

次に、日程4といたしまして、先ほどご決定いただきました議会議案第11号

といたしまして、摂津市議会会議規則の一部を改正する規則制定の件で即決でございます。備考欄に簡易採決と記載いたします。

なお、この議事日程と議会議案につきましては、11月5日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

○三宅秀明委員長 ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三宅秀明委員長 異議ないようですので、そのように決定します。限られた時間の中でご協力をいただき、ありがとうございました。以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時3分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 三宅秀明

議会運営委員 原田平